

公益財団法人日本ユニフォームセンター  
平成29年度ユニフォーム基礎研究助成事業  
公 募 要 項

はじめに

公益財団法人日本ユニフォームセンターは昭和37年の設立以来、一貫して「ユニフォームの改善・改良」と啓蒙普及の為の事業活動を行ってまいりました。この一環としてユニフォームに関わる諸研究の助成を行うため、以下の要項で対象条件の一般公募をいたします。

1. 目的

ユニフォームに関わる諸研究の助成を行うことにより、働きやすく・快適なユニフォーム作りの推進と研究活動の活性化を図り、国民の厚生福祉に寄与することを目的としています。

2. 募集テーマ

以下の指定募集テーマのうちいずれかを選択して下さい。

**A) 地球温暖化防止につながるユニフォームに関わる研究**

A-1 クールビズの効果全般に関わる研究

A-2 制服を着用する人（警察官、消防官、自衛隊員、鉄道事業従事者など）の暑熱対策・清涼化対策に関わる研究

A-3 その他、地球温暖化防止全般に関するユニフォーム関連の研究

**B) 防災・セキュリティに関連するユニフォームの研究**

B-1 素材、機能性、デザイン面から見た災害時に役立つユニフォームの研究

B-2 IT技術によるユニフォーム管理・セキュリティ強化に関する研究

B-3 防災におけるユニフォームの役割に関する研究

B-4 その他、防災・セキュリティ全般に関するユニフォーム関連の研究

**C) オリンピック・パラリンピックに関連するユニフォームの研究**

C-1 2020年の東京オリンピック、パラリンピック成功のためのユニフォームの役割の研究

(参考例：素材、デザイン面、機能性、識別性、管理方法、セキュリティ面など、それぞれの視点から見た日本代表選手団及びオリンピック関連機関（ボランティアや協会）で着用されるべきユニフォームの研究など)

C-2 オリンピック・パラリンピック運営におけるユニフォームの役割に関する研究

C-3 その他、オリンピック・パラリンピック全般に関するユニフォーム関連の研究

#### D) 諸外国におけるユニフォームの調査

- D-1 各国におけるユニフォームの流通経路、調達方法、市場規模と、着用させる人、着用者の意識調査
- D-2 各国における、ユニフォーム最新技術（耐熱、保温、防水、反射材の装備状況、放射線・化学物質防護対策等）の実情調査
- D-3 その他、諸外国におけるユニフォーム情報全般に関する調査

#### E) 職場における女性活躍促進などに関するユニフォームの調査研究

### 3. 規定

別紙ユニフォームの基礎研究助成規定の通り

### 4. 応募方法

- ・ 本財団規定用紙にて申請してください。
- ・ 所定の申請用紙に必要事項を記入の上、下記事務局へ郵送して下さい。メールでの応募申請をご希望の方は当事務局までご連絡ください。
- ・ 申請用紙は当財団ホームページ  
(<http://www.nuc.or.jp/investigation/index.html>) からダウンロード、または当事務局までご連絡ください。こちらよりメールにて送信いたします。

### 5. 対象

ユニフォームに関する諸研究全般に取り組んでいる個人及びグループ。(大学・専門学校などの教職員・学生・研究生及び一般)

### 6. 募集期間

募集開始 平成29年7月 締切り 平成29年11月末日

### 7. 決定時期

平成30年3月下旬

### 8. 助成件数・助成金額

1～2件 50万円～100万円／1件

### 9. 助成金の使途

助成対象研究課題の遂行および取りまとめに必要な経費で、研究補助者経費、旅費、設備機器・備品費、資料・印刷費、通信費、運搬経費、消耗品費、諸経費などが対象です。  
なお申請者が所属する機関の間接経費、事務管理費（オーバーヘッド）等は対象外です。

詳細は別紙、「ユニフォーム研究助成金使途費目一覧」のとおりとします。なお、助成決定後に助成金額を反映した「支出計画書」を再度提出していただきます。

#### 9. 助成期間

原則として1年間（平成30年4月より1年間）

#### 10. 報告書提出

平成31年2月20日

#### 11. 選考方法・選考委員

関係選考委員の審査を経て、理事会で決定いたします。

申請書提出先・問合せ先

〒107-0051 東京都港区元赤坂1-4-21

公益財団法人 日本ユニフォームセンター

『ユニフォーム基礎研究助成』係（担当 元木）

TEL 03-3401-2111 FAX 03-3402-2667

## ユニフォーム基礎研究助成規定

### (目的)

第1条 本助成は、ユニフォームの改善・改良とその啓蒙・普及に寄与することを目的とする。

### (助成の募集)

第2条 本助成は公募とする。

### (助成の対象者)

第3条 助成対象はユニフォームに関する諸研究全般に取り組んでいる個人及びグループ(大学・専門学校などの教職員・研究生及び一般)とする。

### (助成の期間)

第4条 助成期間は、原則として4月1日から翌年3月末日まで1年間とする。

### (助成の決定)

第5条 本助成の選考は、選考委員会で行い、理事会で決定する。

### (助成金の額及び交付)

第6条 助成金は、1件につき50万円～100万円とし、契約締結時にその半額を、第8条の「報告書」と「助成対象経費の配分とその積算」(領収書など添付)を提出した時に残りの半額を支払うものとする。

### (助成金の使途)

第7条 助成金の使途は、謝金、旅費、事務庁費等、研究計画の遂行に必要な費用に限る。なお、次のものは助成の対象にならない。

- 1) パソコン、プリンタ、デジタルカメラなどの汎用的な機器類、あるいは本来は所属機関で備えるべき設備備品の購入費
- 2) 研究成果の発表を目的として行う報告書の刊行に要する費用、海外で研究成果を発表するための旅費、学会の参加費、学会参加のための旅費、およびシンポジウムなどの開催費用
- 3) 助成対象者が所属する機関の間接経費、事務管理費(オーバーヘッド)等

### (報告及び義務)

第8条 助成研究者は助成研究期間終了までに報告書及び「助成対象経費の配分とその積算」

を提出するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

2 当法人は、助成研究の期間中において、必要と認めるときは、中間報告をさせることができる。

3 助成研究者は本報告書提出前に研究成果を発表してはならない。

4 報告書の内容の全部又は一部を、適宜、本法人の発行する啓蒙誌上等に取り上げ、又は本法人が主催する催しにおいて発表することが出来る。

助成研究者が、提出した報告書によって報告した研究内容を出版物等に発表することを希望する場合には、予め本法人に申し出て、その承諾を得たうえ、且つ、本法人の助成を受けたことを明記して発表することが出来る。

(助成に関する成果の取り扱い)

第9条 研究成果の取扱いについては助成研究者と本法人で協議の上決定する。

(決定の取り消し等)

第10条 助成対象の研究について、下記の事項が発生したときは、助成の決定の全部もしくは、一部を取り消し、またはその決定内容もしくはこれに付した条件を変更する。

1) 助成金の他用途以外への使用。

2) 助成の決定後の内容又はこれに付した条件違反。

3) 決定後の事情の変更により、助成研究者が研究を行うことが困難になったとき。

助成の決定を取り消した場合には、研究の当該取り消しに係る部分に関し交付した助成金について、本法人の定める期限までに、その全部または一部を返還しなければならない。

(事故等の届け出)

第11条 下記の項目に該当する場合は、遅滞なく本法人に届け出すこととする。本法人で対応を検討し、その後の処置を助成研究者と協議する。

1) 助成対象の研究が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき。

2) 助成対象の研究開発の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき。

3) 所期の成果を収めることが困難になったとき

(その他)

第12条 特許権等の知的財産権を申請する場合は、助成研究者と本法人で協議の上決定する。

(改定)

第13条 本規定の改廃は、選考委員会で検討の上、理事会の議決を経て行う。

以 上

(平成29年6月 改定)